

飯塚市女性人材バンク設置要領(平成27年飯塚市告示第87号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月6日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市女性人材バンク設置要領の一部を改正する告示

改正後	改正前
<p>(登録の期間)</p> <p>第5条 女性人材バンクの登録の期間は、登録した日から<u>登録者の登録</u>が抹消される日までとする。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第6条 登録者が<u>登録の抹消を希望するときは、飯塚市女性人材バンク登録抹消申出書により市長に申出を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項に定めるもののほか、登録者が第2条に規定する要件を満たさなくなったときは、職権で当該登録者を抹消するものとする。</u></p> <p>(登録内容の変更)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の期間)</p> <p>第5条 女性人材バンクの登録の期間は、登録した日から<u>起算して5年が経過する日の属する年度の3月31日までとする。</u></p> <p>(登録の更新)</p> <p>第6条 登録者が<u>登録の期間の末日までに登録の更新を申し出たときは、登録の更新を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、飯塚市女性人材バンク登録更新申出書により行うものとする。</u></p> <p>(登録内容の変更等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>登録者が登録の抹消を希望するときは、飯塚市女性人材バンク登録抹消申出書により市長に申出を行うものとする。</u></p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。